

【中野市子育て支援拠点施設・中野市豊田子育て支援センター】

一時預かり事業を利用された保護者さま

中野市子育て支援拠点施設及び中野市豊田子育て支援センターで一時預かり事業を利用した場合、保護者の皆さまが払った利用料のうち、年額6,000円を上限に中野市で助成します。



助成を受けるには、中野市への申請手続きが必要です。



「臨時保育」「緊急保育」「リフレッシュ保育」併せて、年額6,000円が上限となります。



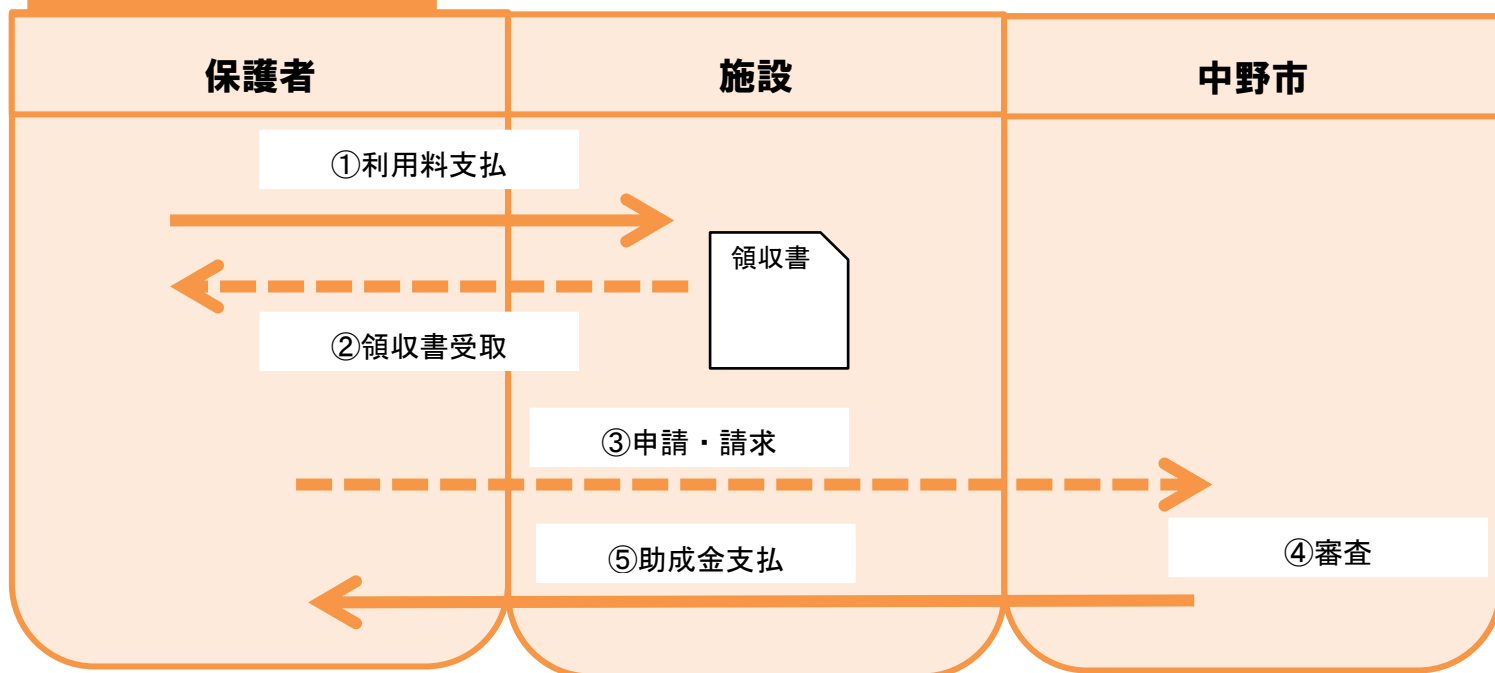
公立園の一時的保育の利用料と併せて、年額6,000円が上限となります。

請求に必要な書類

- ① 中野市一時預かり事業利用料助成金交付申請書兼請求書
- ② 利用料を支払ったことが確認できる書類（領収書の写し）



申請の流れ



詳細はこちら(対象施設/申請書様式/受付期間)等

中野市公式ホームページをご確認ください。

(URL : <https://www.city.nakano.nagano.jp/docs/2023061600055/>)



お問い合わせ

中野市 子ども部 保育課 保育係(市役所2階)

電話 22-2111(内線 329・293)